

## 1. 企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人女川町観光協会(宮城県牡鹿郡女川町女川二丁目16番地4 宮城県知事登録旅行業 地域-375号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

## 2. 旅行のお申込み及び契約の成立

(1)お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部として取扱います。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申込みを受付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して7日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込書とお申込金を提出されない場合は当社は予約はなかったものとして取扱います。

(3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

旅程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

## 5. お客様による旅行契約の解除

お客様は、下記に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

## 6. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変・気象条件、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れがきわめて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、またはお客様にあらかじめ速やかに当該理由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明致します。

## 7. 旅行代金の変更

(1) 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することが

あります。その場合は、旅行出発日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。

(2) 前項の事由により旅行内容を変更したことによって旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する投用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

#### 8. 保険について

保険に加入希望の方は、別途お申込みください。

#### 9. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は令和2年4月1日現在を基準としております。旅行代金は令和2年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱い管理者にお尋ね下さい。

取消日	出発 7日前 *キット送付前	出発 7日前～ *キット送付後	出発 6日～2日前	出発 前日・当日	旅行開始後 無連絡不参加
取消料	旅行代金の 10%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%